

平成 21 年度

精神保健福祉センター所報

(第 33 集)

熊本県精神保健福祉センター

目 次

I センター施設等概要

1. 業務	1
2. 沿革	1
3. 歴代所長	1
4. 施設の概要	2
5. 職員の構成	2
6. 歳入歳出決算状況	2
7. センター条例〈抜粋〉	3

II センター業務概要

1. 企画立案	4
2. 技術指導及び技術援助	5
3. 教育研修	9
4. 普及啓発	13
5. 調査研究	16
6. 精神保健福祉相談及び診療	17
7. 組織育成	22
8. 精神障害者の社会復帰に関する事業	25
9. アルコール関連問題対策事業	29
10. 思春期精神保健対策事業	32
11. DV対策支援事業	35
12. 心の健康づくり推進事業	36
13. 薬物関連問題対策事業	37
14. 自殺対策推進事業	38
15. 精神医療審査会	40
16. 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	41

III 学会・研究会活動報告

1. 熊本アルコール関連問題学会	42
2. 熊本精神科リハビリテーション研究会	43

<資 料>

精神保健福祉センター運営要領	44
----------------	----

I センター施設等概要

1 業 務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うと共に、精神医療審査会の事務並びに法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの等を行う施設である。（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」平成18年法律第94号）

「精神保健福祉センター運営要領」（平成18年12月22日障発第1222003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っている。

- 1) 企画立案
- 2) 技術指導及び技術援助
- 3) 教育研修
- 4) 普及啓発
- 5) 調査研究
- 6) 精神保健福祉相談及び診療
- 7) 組織育成
- 8) 精神障害者の社会復帰に関する事業
- 9) アルコール関連問題対策事業
- 10) 思春期精神保健対策事業
- 11) DV 対策支援事業
- 12) 心の健康づくり推進事業
- 13) 薬物関連問題対策事業
- 14) 精神医療審査会の審査に関する事務
- 15) 自立支援法医療費判定及び精神障害者保健福祉手帳の判定

2 沿 革

昭和38年10月17日	熊本県精神衛生相談所開設（県中央保健所内）
昭和46年9月30日	熊本県精神衛生センター設置条例制定（条例第60号）
昭和47年4月1日	熊本市水道町9番16号の現在地に新築、開設
昭和47年6月17日	保険医療機関として指定（熊公197）
昭和56年2月5日	3階増築工事竣工（教育研修部門）
平成元年4月1日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成7年7月1日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更

3 歴代所長

初代	藤田 英介	昭和47年4月	～	昭和50年3月
二代	有働 信昭	昭和50年4月	～	昭和54年3月
三代	南 龍一	昭和54年4月	～	平成5年3月
四代	児玉 修	平成5年4月	～	平成9年3月
五代	中田 榮治	平成9年4月	～	平成12年3月
六代	舩井 幸輔	平成12年4月	～	平成15年3月
七代	中島 央	平成15年4月	～	

4 施設の概要

- 位 置 熊本市水道町9番16号
 - 名 称 熊本県精神保健福祉センター
 - 敷 地 489.68㎡
 - 建 物 (鉄筋コンクリート)
 - 1階 249.54㎡
 - 2階 266.31㎡
 - 3階 265.53㎡
-
- 延 781.38㎡

電話 096-359-6401 (業務用) 096-356-3629 (相談用)
 FAX 096-359-6494 郵便番号 〒860-0844
 < ホームページ >
 URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36>
 メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

5 職員の構成

平成22年3月末日現在

区 分	医 師	事 務	臨 床 心理士	保 健 師	電 話 相 談 員	酒 害 相 談 員	生 活 指 導 員	計
職員(常勤)	1	6	1	2				10
非常勤嘱託	10		3		5	1	2	21
計	11	6	4	2	5	1	2	31

6 歳入歳出決算状況

- (1) 歳 入 1,812,190円
 使用料及び手数料 1,750,320円
 諸収入 61,870円
- (2) 歳 出

(単位：円)

科 目	決算額	内 訳		備 考
		衛生費	民生費	
(項)		公衆衛生費	社会福祉費他	
(目)		予防費・精神保健費・業務費	社会福祉施設費他	
(計)	31,124,343	30,826,162	298,181	
報 酬	10,716,893	10,716,893	—	非常勤21名、委員13名分
報 酬 共 済 費	471,150	426,013	45,137	生活指導員2名、再任用1名分
報 償 費	1,141,500	1,141,500	—	研修会講師謝金
旅 費	1,911,038	1,767,794	143,244	普通旅費及び費用弁償
需 用 費	2,747,546	2,697,546	50,000	庁舎維持費、消耗品等
役 務 費	11,662,325	11,662,325	—	電話代、郵便料、文書料等
委 託 料	1,659,315	1,659,315	—	庁舎清掃委託料等
使用料及び賃借料	423,376	423,376	—	各種機器リース料・施設使用料
備品購入費	257,200	197,400	59,800	地デジ対応TV購入等
負担金、補助及び交付金	134,000	134,000	—	熊本県精神科病院協会費等

7 熊本県精神保健福祉センター条例（最終改正：平成19年3月16日）

昭和46年9月30日
熊本県条例第60号

熊本県精神保健福祉センター設置条例をここに公布する。

熊本県精神保健福祉センター設置条例

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を熊本市に置く。

（組織）

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第3条 （略）

（使用料）

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）第1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第5条 （略）

（雑則）

第6条 （略）

（参 考）

熊本県手数料条例（平成12年3月23日公布、熊本県条例第9号）第2条に定める手数料の額

641	熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付	手数料	1通につき	760円
642	熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付	手数料	1通につき	600円
*（平成18年4月1日～）				

II センター業務概要

1. 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っている。

1 熊本県精神保健福祉審議会（所長は行政関係委員）

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	2. 2 3	○熊本市の政令市移行に伴う精神保健福祉法施行事務の移譲について ○今後の地域移行支援、普及啓発の取組について	1 1

2 熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会

精神障害者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療システムのあり方について、平成8年度から検討が重ねられ、熊本県精神科病院協会に委託して、平成10年1月1日より稼動している。

精神科救急医療システムの円滑かつ適正な運営を図るために、平成9年度より設置。健康福祉部 障がい者支援総室主管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
	21年度	開催なし	

3 熊本県精神障害者社会復帰施設利用審査会

「熊本県あかねの里」（熊本県設置、熊本県精神科病院協会運営委託）（生活訓練施設、福祉ホーム、通所授産施設、地域生活支援センターの総称）の利用者の審査等に委員として参加。健康福祉部 障がい者支援総室主管。

平成21年度は、延べ8回の審査会に参加。

2. 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っている。

○活動実績（厚生労働省報告例による）

業 務 事業名		技 術 指 導 ・ 技 術 援 助				
		個別ケース処遇			関係機関事業	
		来 所 件 数 (回)	電話等 件 数 (回)	検討会 件 数	来所等 回 数	出張分 回 数
一 般 事 業		1	2		1	5
特定相 談事業	思 春 期	2	1	5		1
	ア ル コ ー ル	1	2			2
薬 物		2				6
社会復帰促進事業		2	1	1	6	2
心の健康づくり推進事業		2	1	1		1
老人精神保健						
ひきこもり						
合 計		1	0	1	7	2
					1	1
			4	8		1
					1	7
					9	8

1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助（延べ件数）

他機関の個別のケースの処遇について、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

	技 術 指 導 ・ 援 助（個別ケース分）（延 件 数）								
	一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康 づくり	老人精神 保健	ひきこもり	計
保 健 所			1	1		2			4
市 町 村		2	1			7			10
福祉事務所									0
医療施設									0
介護老人保健施設									0
社会復帰施設					7				7
社会福祉施設		2				1			3
教育関係機関		3							3
そ の 他	3	1	1	1	2	3			21
計	3	8	3	2	9	13	0	0	48

2 関係機関の事業等への技術指導・援助（出張分）

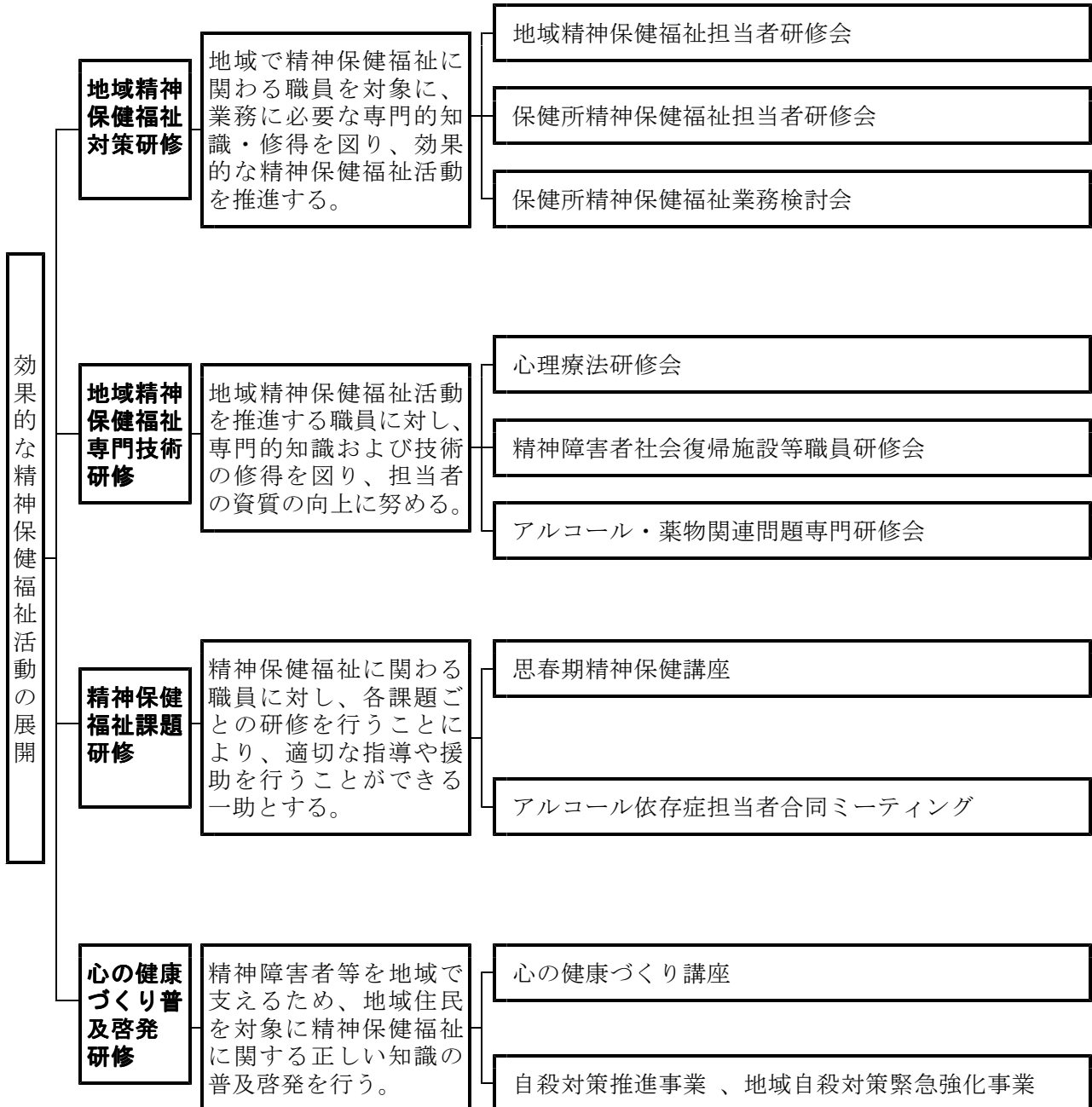
他機関の主催する会議や研修会等の事業において、助言や講演等の技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

	技術指導・援助（出張分）（延件数）								
	一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	ひきこもり	計
保健所					8	3			11
市町村					1	3			4
福祉事務所						1			1
医療施設		1			2	48			51
介護老人保健施設									0
社会復帰施設									0
社会福祉施設		2			2				4
教育関係機関	1	15				22			38
その他	4	1	2	6	9	37			59
計	5	19	2	6	22	114	0	0	168

3. 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っている。研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画している。

《センターが主催する研修体系図》



平成21年度 教育研修実施状況

(厚生労働省報告例による)

業 務 事業名		研修会（講習会） ※事業毎集計		
		件数 (回)	延日 数	延参加者 数
一 般 事 業		1	1	106
特定相 談事業	思 春 期	1	3	68
	アルコール	1	1	3
薬 物		1	1	31
社会復帰促進事業		2	2	132
心の健康づくり推進事業		7	9	601
合 計		13	18	867

	研修会（講習会） ※対象者毎集計	
	延件数	参加延人数
保 健 所	1	12
市 町 村	6	569
福祉事務所		
医療施設	2	92
介護老人保健 施設		
社会復帰施設	1	46
社会福祉施設		
そ の 他	3	148
計	13	867

1 地域精神保健福祉対策研修

(1) 地域精神保健福祉担当者研修会（開催場所：精神保健福祉センター）

期 日	内 容	講 師	参加人数
6. 8 (月)	1 精神保健福祉関連法規 2 思春期における発達障害 3 精神障がい者の理解 当事者の立場から	熊本県精神保健福祉センター 所 長 中島 央 熊本大学医学部 医 師 城野 匡 熊本県精神障害者団体連合会 会 長 徳山 大英	56
6. 9 (火)	4 精神障がい者の地域支援 5 精神保健における諸問題 6 精神障がい者及び家族への面接	熊本大学医学部 医 師 渡邊 雅文 熊本県精神保健福祉センター 所 長 中島 央 熊本県福祉総合相談所 臨床心理士 和田 登志子	50

(2) 地域精神保健福祉担当者研修会（パートⅡ）（開催場所：精神保健福祉センター）

期 日	内 容	講 師	参加人数
2. 9 (火)	発達障害について ～ケースを通じで理解を深める～	熊本県精神保健福祉センター 所 長 中島 央	34

2 地域精神保健福祉専門技術研修

- (1) 心理療法研修会（開催場所：精神保健福祉センター）
医療機関及び社会復帰施設の専門職職員を対象に、専門技術の向上を目的として実施した。

期 日	内 容	講 師	参加人数
2. 26 (金)	「日々の臨床（日常） で使える行動分析 ～それ程徹底的でない 行動主義を臨床に活か してみよう～」 (理論及び演習)	講師 独立行政法人国立病院機構 相模原病院 精神科 医長 蒲生裕司 先生 (医学博士、精神保健指定医、臨床心理士)	61

- (2) 精神障害者社会復帰施設等職員研修会

期 日	内 容	場 所	参加人員
3. 23 (木)	発達障害について 熊本県精神保健福祉センター所長 中島 央 障害者権利条約を生かす ～熊本県に障害者差別禁止条約を作る意義について～ 障害者権利条約について 講師：熊本市心の障害者家族会（むつみ会） 会長 宮田 喜代志 障害者差別禁止条約を作る意義について 講師：熊本県精神障害者社会復帰施設協議会 副会長 上野 修一	精神保健福 祉センター	44名

- (3) アルコール・薬物関連問題専門研修会

期 日	内 容	講 師	参加人数
12. 2 (水)	「解決志向ブリーフセラピーを取り入れた アルコール・薬物関連問題への対応」	天久台病院 安部 康之	31

3 精神保健課題研修

(1) 思春期精神保健講座（開催場所：崇城大学市民ホール、精神保健福祉センター）
 なお、1日目については、平成21年度熊本県自殺予防研修会と同時開催

期日・場所	内 容	講 師	参加人数
8. 3 (月) 崇城大学 市民ホール 大会議室	講義1「平成20年の自殺の概要について」 講義2「自殺のリスクを考える～子ども時代の体験が及ぼす長期的影響～」 講義3「思春期における自傷行為の理解と援助」	熊本県障がい者支援総室 主幹 濱田 由美子 熊本県精神保健福祉センター 所長 精神科医 中島 央 国立精神・神経センター精神保健研究所 自殺予防対策センター 自殺実態分析室長 精神科医 松本 俊彦	113
8. 4 (火) 精神保健福祉センター 会議室	講義4「教師のメンタルヘルス」 講義5「思春期の子どもの精神医学」 ワークショップ 「カウンセリングの理論と演習～相談者の気持ちに寄り添うために～」	熊本県精神保健福祉センター 所長 精神科医 中島 央 スクールカウンセラー 臨床心理士 原田 則代	23
8. 5 (水) 精神保健福祉センター 会議室	事例検討	上原クリニック 臨床心理士 向野 彰子 弓削病院 臨床心理士 高木 ひろみ 八代病院 臨床心理士 高野 浩美 熊本県立こころの医療センター 臨床心理士 松尾 知子 熊本県福祉総合相談所 臨床心理士 西田 稔 熊本県精神保健福祉センター 所長・精神科医 中島 央 臨床心理士 北 千恵 生活指導員 吉井 梨紗 生活指導員 藤村 唯	23
延参加者数			159

(2) アルコール依存症担当者合同ミーティング（開催場所：精神保健福祉センター）

午後1時30分～4時にアルコール依存症院内合同ミーティングとアルコール依存症担当者合同ミーティングを開催した。まず、患者と担当者全員で患者の体験発表及び質疑応答、意見交換が行われる。その後、分科会として、患者のみの患者ミーティングと医療機関等の担当者による担当者合同ミーティングの2つに分かれる。担当者合同ミーティングは、体験発表や合同ミーティング運営等について意見を交わし、患者理解や断酒ミーティングの運営等について学習する場となっている。

No.	期 日	担 当 医 療 機 関	内 容	参加人数
1	6. 25	こころの医療センター	体験発表等に対する意見交換及び情報交換	85
2	8. 27	菊池有働病院	〃	71
延参加者数			156	

4 心の健康づくり・普及啓発研修

(1) 心の健康づくり講座（電話カウンセラー等研修会）

心の健康づくり推進事業の一環として、電話相談にあたっているボランティアカウンセラーや、精神保健福祉ボランティア活動者に対し、研修会を実施した。

No.	期 日	開催場所	内 容	講 師	参加人数
1	9. 7 (月)	当センター	○講話 「育ちの臨床～発達障害や虐待～」	精神保健福祉センター 所 長 中島 央	39
2	10. 8 (木)	熊本障害者 職業センタ ー	○社会資源見学 独立行政法人 高齢・障害者 雇用支援機構 熊本障害者職業 センター	熊本障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー 岩波 敏行	13
3	11.12 (月)	当センター	○講話 「相談支援事業の現状と課題」	コミュニティはうす明日 相談支援専門員 永田 友博	25
延参加者数					77

(2) 自殺対策推進事業

自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会

（開催場所；崇城大学市民ホール大会議室、熊本県総合福祉センター等）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、教職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催した。

期 日	内 容	講 師	参加人数
8月3日 (月) 10:00~16:30	講演 「平成20年度の自殺の概要について」 「自殺のリスクを考える～子ども時代の体験が及ぼす長期的影響～」 「思春期における自傷行為の理解と援助」	熊本県障がい者支援総室 主幹 濱田 由美子 熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央 国立精神・神経センター精神保健研究所 自殺予防総合対策センター 自殺実態分析室長 松本 俊彦	246
9月4日 (金) 10:00~16:00	講義と演習 「自死遺族支援 ～できることから始めよう～」	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩	28
11月30日 (月) 13:30~16:30	講演 「自殺問題の周辺 ～ギャンブル依存症と多重債務」 「当事者からのメッセージ」 「多重債務相談対応の実際 ～事例を中心に～」	桜が丘病院 院長 赤木 健利 買物依存症当事者の方 NPO 法人お金の学校くまもと 代表 徳村 美佳	91

(3) 地域自殺対策緊急強化事業

①ゲートキーパー養成研修

(開催場所：熊本県精神保健福祉センター)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催した。

期 日	内 容	講 師	参加人数
9月17日 (木) 9:30～17:30	「ゲートキーパースキルワークショップ」	ルーテル学院大学 教授 福島 喜代子 佐賀県北陵高校教諭 古賀 知子	20

②自殺関連問題相談支援研修会

(開催場所：熊本県精神保健福祉センター)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、各相談機関の職員等を対象に、自殺者の背景を知り、自殺に傾いた人にどのような対応をしていくかを具体的に学び適切な相談対応ができるよう支援することを目的として研修会を開催した。

期 日	内 容	講 師	参加人数
3月12日 (金) 13:30~16:30	「自殺に傾いた人を支えるために ～相談担当者のための指針～」	熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央	78

4. 普及啓発

県規模で一般住民に対し、さまざまな媒体を通して精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行っている。

○活動実績（厚生労働省報告例による）

業 務 事 業 名		普及啓発 (講習会・座談会等)		
		件数	延日数	延参加者数
一 般 事 業				
特定相 談事業	思 春 期			
	ア ル コ ー ル	1 2	1 2	8 0
薬 物				
社会復帰促進事業		5	5	9 5
心の健康づくり推進事業		3 3	3 3	1 3 7
老人精神保健				
ひきこもり		1 5	1 5	2 5 2
合 計		6 5	6 5	5 6 4

	普 及 啓 発				
	地域住民への 講習会等 (地域リーダー)	(再掲) 薬物関連 問題	精神障害者(家族)に 対する教室等	(再掲) 薬物関連 問題	地域住民と 精神障害者との 地域交流会
開催回数	4		6 1		0
延 人 員	2 0 9		3 5 5		0

1 普及啓発

(1) 地域住民、地域リーダー等への講習会等

No.	対 象	期 日	事 業 名	開催場所	啓発等内容	参加人数
	自死遺族及び県民、 保健医療福祉関係 者等	9. 3	自死遺族のための講演 会	熊本市総合 福祉センターウエル パル	講演会・遺 族交流会	6 0

(2) 精神障害者(家族)に対する教室等 (開催場所：精神保健福祉センター)

事 業 名	対 象	期 日	参加人数	啓発等内容
アルコール 家族ミーティング	アルコール依存症者 の家族	4. 1 7	7	情報提供
		5. 1 5	3	体験発表
		6. 1 9	7	
		7. 1 7	4	
		8. 1 4	6	
		9. 1 8	6	
		1 0. 1 6	4	
		1 1. 2 0	5	

事業名	対象	期 日	参加人数	啓発等内容
※（アルコール家族ミーティング続き）		12. 18 1. 15 2. 19 3. 19	3 7 6 2	
アルコール依存症 院内合同ミーティング	アルコール依存症で 入院中の患者	6. 25 8. 27	85 71	体験発表 意見交換
薬物依存家族教室	薬物依存症者の家族	12. 6	10	講 話 意見交換
デイケア家族教室	当センターのデイケア 利用者の家族	6. 9 6. 23 8. 28 12. 25 2. 19	25 24 25 13 8	講 話 意見交換
ひきこもり 家族セミナー(偶数月) 家族ミーティング (奇数月)	ひきこもりの問題を 抱える家族と当事者 (セミナーのみ 当事者も参加)	4. 15 5. 20 6. 17 7. 15 8. 19 9. 16 10. 21 11. 18 12. 16 1. 20 2. 17 3. 17	11 4 14 5 15 4 15 2 11 3 13 6	講 話 情報提供 体験発表 意見交換
ひきこもりデイケア	ひきこもりの問題を 抱える本人	4. 22 5. 13 5. 27 6. 3 6. 10 6. 24 7. 8 7. 22 8. 12 8. 26 9. 2 9. 9 10. 7 10. 14 10. 28 11. 4	8 6 5 5 3 8 5 2 6 7 6 5 5 5 6 5	所内活動： ゲーム 歓談 おはなし会 創作活動 リラックス タイム 卓球など 所外活動： スポーツ 散歩

事業名	対象	期 日	参加人数	啓発等内容
※（ひきこもりダイケア 続き）		11. 11	4	花見
		11. 25	7	初詣
		12. 2	5	カフェ
		12. 9	6	美術館
		1. 6	2	一日旅行
		1. 13	3	
		1. 27	5	など
		2. 3	5	
		2. 10	3	
		2. 24	5	
		3. 3	2	
		3. 10	2	
自死遺族グループミー ティング	自死遺族の方	5. 28	4	交流会
		7. 23	2	
		9. 3	6	
		9. 24	2	
		11. 26	3	
		1. 28	0	
		3. 25	3	

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	発行日	普及啓発資料
1	11. 1	精神保健福祉センター所報 第32集（平成20年度活動実績） *16年度からホームページ掲載とし、印刷物は発行はしていない。
2	3. 15	①大切な人を亡くされた方へ（自死遺族向け） ②自殺の危機にある人と出会った方々へ ③気づき・つながり・見守る あなたのそばにある SOS ④ギャンブル依存症について ⑤退職後のお酒との上手なつきあい方 ※5種類のリーフレットを作成し、関係機関等に配布。センターのホームページにも掲載している。

3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期 日	主 催	名 称	会 場	参加人数
8. 28	精神保健福祉協会	第47回熊本県精神保健福祉大会	熊本県立劇場	757

4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しをしている。
本年度の貸し出し状況については、以下のとおり。

	種 目	利用件数（延べ）
ビデオ DVD	一般精神保健福祉関係	52件
	アルコール関係	4件
	老人保健福祉関係	0件
	思春期保健福祉関係	1件
	薬物保健福祉関係	1件
	合 計	58件

5. 調査研究

平成21年度研究業績概要

1. 学術論文等(1編)

中島 央、TAゲシュタルト療法における工夫—催眠・ブリーフセラピーとの折衷的視点から：
乾吉佑・宮田敬一（編） 心理療法がうまくいくための工夫. 金剛出版199-209, 2009.

2. 学会発表・全国規模研修会講師(5編うち研修講師3編・シンポジスト2編)

中島 央:ブリーフセラピーと催眠(大会ワークショップ). 日本ブリーフサイコセラピー学会第
19回大会. 東京. 2009.

中島 央:不安障害と催眠(大会シンポジウム). 日本催眠医学心理学会第55回大会. 東京.
2009.

中島 央:臨床催眠の科学と実践(大会シンポジウム). 日本臨床催眠学会第11回学術大
会. 東京. 2008.

中島 央:心理療法の基盤となる会話. 第15回福岡催眠療法研修会. 福岡. 2010.

中島 央:会話の中での催眠. 東日本催眠療法研究会第3回研修会. 東京. 2009.

6. 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所並びに関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行うが、この複雑困難な事例に限らず必要に応じて対応している。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっている。相談の形態は来所相談と電話相談に分けられるが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めている。

1 相談等の概要

(1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員6人及び非常勤職員11人（精神科医師7人、心理職4人）で対応している。職員は原則的にそれぞれ定まった曜日に相談を受けている。

相談は予約制をとっているが、緊急時の相談はこの限りでない。

(2) 電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理。この他、職員も対応している。受付時間は9時から16時まで。

2 相談等の実人員について（厚生労働省報告例による）

業 務 事 業 名		精神保健福祉相談及び診療		
		来所相談・診療		電話相談
		実件数 (実人員)	延件数 (延人員)	延件数 (延人員)
一 般 事 業		26	39	256
特定相 談事業	思 春 期	77	170	264
	アルコール	24	29	90
薬 物		4	4	15
社会復帰促進事業		102	112	34
心の健康づくり推進事業		268	942	4,742
(老人精神保健)		2	2	42
合 計		503	1,298	5,443

(1) 新規の来所相談等受付経路

1) 経路（※どのようにして、当センターのことを知ったか）

	関係機関 の紹介	インター ネット	知っていた	その他	不詳	計（人）
男	86	17	97	25	12	237
女	84	16	129	31	6	266
計	170	33	226	56	18	503

2) 関係機関の紹介元の内訳 (※どのような機関から当センターを案内されたか)

	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	老人関係施設	社会復帰施設	社会福祉施設	教育関係機関	その他	計(人)
男	4	12	1	29	1	2	4	13	20	86
女	8	18	0	31	0	1	3	13	10	84
計	12	30	1	60	1	3	7	26	30	170

(2) 来所相談の状況 (※相談内容の事業分類)

	実人員 (新規)	(再掲) 相 談								計 (人)
		延 人 員								
		一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保	健	
男	237	16	82	26	2	57	330	0	513	
女	266	23	88	3	2	55	612	2	785	
計	503	39	170	29	4	112	942	2	1,298	

(3) 電話相談の状況 (※当センターで電話相談を受けた数)

	電話相談 延 人 員
男	3,042
女	2,401
計	5,443

(注)

- 実人員 (本年度中の相談を行った被指導等実人員を計上。前年度から引き続きの者を含む)
- 新規来所者の受付経路は、主たる経路を示す。(重複なし)
- 相談の延人員 (1回の相談は主な相談内容毎に集計し、相談の延回数を延人員として計上)

3 新規来所相談者の分類

(※) 新規に当センターに相談のために来所した者の状況

(1) 相談者の年齢状況

年齢 性	0～5歳	6～12歳	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
男	1	1	47	60	52	37	20	19	237
女	0	2	37	69	71	38	28	21	266
計	1	3	84	129	123	75	48	40	503

(人)

(2) 相談者の住所地 (※管轄する保健所ごとに分類)

	熊本	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	計
男	156	9	7	14	2	9	20	5	1	3	4	7	237
女	182	9	8	30	4	9	4	4	1	2	4	9	266
計	338	18	15	44	6	18	24	9	2	5	8	16	503

(人)

(3) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	46	21	32	16	17	16	21	15	17	8	15	13	237
女	77	24	18	20	16	20	25	6	20	10	18	12	266
計	123	45	50	36	33	36	46	21	37	18	33	25	503

(人)

(4) 医師の診断による分類 (ICD-10)

来所相談実人員のうち、医師の診断分類内訳

	診 断 分 類	男	女	計
F0	症状性を含む器質性精神障害	2	0	2
F1	精神作用物質による精神および行動の障害	13	5	18
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	10	10	20
F3	気分(感情)障害	21	23	44
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	17	28	45
F5	生理的障害および身体的要因による関連した行動症候群	3	5	8
F6	成人の人格および行動の障害	9	8	17
F7	精神遅滞	2	0	2
F8	心理的発達の障害	10	4	14
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 および特定不能の精神障害	0	0	0
F10	その他、診断保留	0	0	0
	合 計	87	83	170

(人)

4 来所相談延人員の分類 (※新規及び継続の来所相談者を合計した状況)

(1) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	48	37	50	38	33	32	45	46	50	44	43	47	513
女	83	43	49	71	64	61	89	67	76	60	63	59	785
計	131	80	99	109	97	93	134	113	126	104	106	106	1,298

(人)

(2) 主な相談内容

A	B	C	D	E	F	G	Z	計
精神障害 疾患の 相談	依存 ・ 食の 行問 動題	思 春 期 相 談	家 族 関 係 の 問 題	対 人 関 係 問 題	心 の 健 康 問 題	福 祉 社 ・ 会 復 帰 等	そ の 他	(件)
391	86	150	193	28	338	111	1	1,298

(3) 延べ処理状況

インテーク	助言指導	医学的指導	社会資源 紹介	保健医療 情報提供	その他	計
351	1,222	491	54	24	559	2,701

5 電話相談

(1) 月別の延べ相談件数 (注) 1回の電話を1件の相談とする

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	113	109	138	114	121	160	144	116	85	95	89	115	1,399
継続	359	305	372	326	311	348	348	323	304	319	349	380	4,044
計	472	414	510	440	432	508	492	439	389	414	438	495	5,443

(2) 新規相談：月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	42	58	71	51	60	76	64	59	35	36	37	53	642
女	71	51	67	63	61	84	80	57	50	59	52	62	757
計	113	109	138	114	121	160	144	116	85	95	89	115	1,399

(3) 新規相談：相談者の年齢状況

	～ 5歳	6～ 12歳	13～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60歳 ～	不明	計
男	0	20	106	108	143	84	56	57	68	642
女	0	9	96	122	165	108	88	86	83	757
計	0	29	202	230	308	192	144	143	151	1,399

(4) 新規相談：相談者の受付経路の状況 (※どのようにして、当センターのことを知ったか)

	関係機関からの紹介										インタ ーネッ ト	知って いた	その他	不詳	合計
	保健所	市町村	福祉 事務所	医療 機関	老人関 係施設	社会福 祉施設	教育関 係機関	その 他	小計						
男	8	17	4	62	1	3	15	38	148	42	144	68	240	642	
女	7	21	1	43	0	5	17	34	128	42	170	100	317	757	
計	15	38	5	105	1	8	32	72	276	84	314	168	557	1,399	

(5) 新規相談：主たる相談内容別の件数

A	B	C	D	E	F	G	Z	計 (件)
精神障害 疾患の 相談	依存・食の 行問題	思春期 相談	家族 関係の 問題	対人 関係の 問題	心の 健康 問題	福祉 社会 復帰 等	その他	
541	161	113	123	42	223	177	19	1,399

(6) 新規相談：相談者別

相談者	本人	本人以外							計
		父	母	配偶者	子	兄弟姉妹	親戚	その他	
男	236	41	170	50	29	39	23	54	642
女	424	19	142	16	27	27	19	83	757
計	660	60	312	66	56	66	42	137	1,399

(7) 新規相談：(※相談内容の事業分類)

	一般事業	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康	老人精神	計
男	44	105	66	9	18	389	11	642
女	56	100	15	5	4	552	25	757
計	100	205	81	14	22	941	36	1,399

7. 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

○ 活動実績（厚生労働省報告例による）

業 務 事 業 名		組織育成 (支援)
		延件数
一 般 事 業		10
特定相 談事業	思 春 期	
	ア ル コ ー ル	28
薬 物		41
社会復帰促進事業		2
心の健康づくり推進事業		1
ひ き こ も り		
合 計		82

	組 織 育 成							計
	患 者 会	家 族 会	断酒会等	職 親 会	ボランテ ィア会	精神保健 福祉協会	そ の 他	
支援件数	38	26	15			2	1	82

1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年9月に5つの病院家族会から出発した。平成2年7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっている。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力している。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者 福祉連合会	6. 10	第39回熊本県精神障害者家族大会	来賓 開催支援	660
2	〃	6月～10 月	第16回ふれあいピック実行委員会等	実行委員等	延220
3	〃	11. 6	第16回ふれあいピック	開催支援	1,200

2 当事者及び家族グループ

(1) 精神障害者グループ

近年、社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動を行っているが、当センターから直接的な支援は行っていない。

(2) 断酒会・AA

○熊本県断酒友の会・支部月例会・家族例会・院内ミーティング（精神科医療機関）に酒害相談員を派遣し、断酒会などの育成援助を行っている。

○AAは県下に7グループありミーティングを重ねている。当センターでは、オープンミーティングの時に講演や催物の案内を関係機関に知らせる等、組織の育成強化の援助を行っている。

また、アラノンには1カ所あり活発に活動を行っていて、1月にはオープンミーティングが行われた。

(3) ギャンブル依存症・薬物依存症

○GAは、ミーティング会場を増やし（4カ所）、活動が行われている。

家族のミーティング（1カ所）も行われている。

○NAは、4カ所でミーティングが開催されている。

家族のミーティング（1カ所）も行われ、学習会も開催されている。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	県断酒友の会	6. 7	NPO 法人熊本県断酒友の会創立42周年記念大会	スピーチ	452
2	GA	7. 19	GA熊本グループ10周年記念大会	スピーチ	151
3	AA	9. 6	AA熊本地区第19回オープンスピーカーズミーティング	スピーチ	140
4	AA	10. 18	AA熊本地区肥後大津グループ10周年オープンスピーカーズミーティング	スピーチ	40
5	アディクションフォーラム実行委員会	6月～1月 まで1回/ 月 8回	熊本アディクションフォーラム 実行委員会	事務局	延99
		12. 13	第9回熊本アディクションフォーラム	助言、協力 開催支援	330

(3) DV被害者グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを平成16年4月から毎月2回（第1, 3木曜日）開催している。当事者が、自由に語り合う場であるが、二次被害を防ぐため、臨床心理士がファシリテーターを務めている。

平成21年度の参加者総数は、57名であった。

3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を通じ、その人材確保に努めている。講座終了後、自主的なボランティアグループが結成され、保健所デイケア、共同作業所等でボランティア活動が展開されている。

4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会やイベント開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施している。

当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力している。

5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本アルコール関連問題学会	7. 1	平成21年度理事会	事務局運営	20
		12. 5	第25回熊本アルコール関連問題学会	事務局運営	121
2	熊本DARC	4. 15	熊本DARCを支援する会	会議出席	11
		7. 15	熊本DARC臨時総会	会議出席	11
		10. 14	熊本DARCを支援する会	会議出席	9
		3. 23	熊本DARC臨時総会	会議出席	12
3	くまもと若者支援者連絡会	4. 17	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	7
		6. 19	〃	〃	6
		9. 18	〃	〃	7
		11. 15	「第3回ひきこもりを考える」講演会	講演会運営補助	37
		3. 19	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	8
4	熊本精神科リハビリテーション研究会		九州精神保健学会熊本大会開催のため休会	事務局運営	

8. 精神障害者の社会復帰に関する事業

1. デイケア事業

昭和47年のセンター開設当初から、調査研究事業の一環として開始した。

デイケアでは、個別的な相談援助・指導を行うとともに話し合いやスポーツ、レクリエーション、SST（社会生活技能訓練）等のいろいろな集団活動を通して、対人関係の改善や自発性、協調性、持続性等の促進を図り、また基本的な生活習慣の確立、社会性の広がりなどをもたらすことで、社会生活適応への援助を行なっている。

(1) デイケア運営要領

i) 目的

精神障害者の個別的な問題を整理し、社会生活の適応性（協調性、持続性、生産性、自立性など）を高めるために、個人指導、援助、集団指導、社会活動を計画的に行い、社会復帰を促すものである。

ii) 対象者

精神保健福祉法上の規定による精神障害者で、社会復帰をめざしており、原則として通院治療を受けている者。

iii) 実施方法

① 計画的にプログラムを編成して実施する。（月・木・金）

② 通所者が自主的に活動して利用する。（火）

iv) 利用期間

メンバーシップ制とし、有効期限を年度末日とする。（メンバーズカード発行）

必要に応じて継続することができるが、年度毎に所定の手続きを必要とする。

(2) 平成21年度実施状況

平成21年度の実施状況は以下のとおりである。

デイケア開催日数は163日で延べ通所者数は2,497人、一日平均の通所者数は、15.3人であった。

(3) 通所者の状況

表1 デイケア通所者

区分	実人員	延人員
男	31	1,048
女	41	1,449
合計	72	2,497

(人)

* デイケア通所者には、見学者の人員数を除く

* 新規利用者；当センターのデイケアを初めて利用する者（見学者の人員数含む）

表2 プログラムの参加状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プログラム開催日数(日)	11	15	18	17	9	11	17	14	14	11	14	12	163
プログラム数(回)	21	27	32	31	17	19	32	24	25	20	23	23	294
参加者実人数(人)	38	44	39	44	33	40	38	36	32	33	36	37	72
*見学・新規通所者(人)	3	5	4	3	1	1	3	3	1	3	5	3	35
通所者延人数(人)	171	240	301	328	155	207	247	193	167	145	184	159	2,497
通所者数平均(人/日)	15.5	16.0	16.7	19.3	17.2	18.8	14.5	13.8	11.9	13.2	13.1	13.3	15.3

(4)新規利用者

表1 新規利用者の年代別

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
男	3	7	2	4	1	0	17
女	0	2	7	6	3	0	18
合計	3	9	9	10	4	0	35

(人)

表2 新規利用者の来所経路

来所経路	実人員	詳細
主治医の紹介	23	
その他	12	知人の紹介、病院・クリニック・保健福祉センター紹介

(人)

(5) 週間プログラムの基本型

		月	火	木	金
9:30 9:50		朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい
		ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操
10:00		コミュニケーション教室 (SST・アサーション/隔週)	自主活動 紙粘土、絵画 ペーパーフラワー ぬり絵、文集など にじいろ (認知行動療法/隔週)	レクリエーション 巨大双六、連想ゲーム、室内 スポーツ など	生活教室 /料理 (最終週)大掃除 茶話会/月の反省
12:00		昼 食	昼 食	昼 食	昼 食
13:00		心の健康作り /話し合い リラックスタイム 翌月の プログラム作りなど	自主活動	趣味・教養 読書、書道、音楽鑑賞、 茶道など	スポーツ バドミントン、ミニバレー、 ゲートボールなど
14:30		ミーティング・ 掃除	ミーティング・ 掃除	ミーティング・ 掃除	ミーティング・ 掃除
15:30					
16:00		(退 所)	(退 所)	(退 所)	(退 所)
スタッフ		生活指導員 2 人 保健師 1 人	生活指導員 2 人 保健師 1 人	生活指導員 1 人 保健師 1 人	生活指導員 2 人 保健師 1 人

※生活技能訓練 (SST)

社会生活において他者とのコミュニケーションのとり方が不得手な統合失調症を中心とした精神障害者に対し、実生活上の具体的な対人接触のトレーニングを行なうことで、生活技能を高めることを通じて再発の防止を図り、生活の質を高めることを目的としたもの。

<特別プログラム>

平成 21 年	5 月 19 日	歓迎遠足 (熊本市動植物園)	11 人参加
	11 月 20 日	一日旅行 (宇城市なごみ温泉)	12 人参加
	12 月 25 日	クリスマス会・誕生会	14 人参加
平成 22 年	3 月 19 日	お花見	28 人参加

(6)関係機関職員、学生等への研修・実習の場面提供(再掲)

平成21年度中のデイケア研修・実習者は以下のとおりである。

研修者・実習者	実人数	実日数	備考
熊本大学医学部保健学科学生	8	2	2グループ
熊本保健科学大学	5	1	
合計	13人	3日	

2 精神障害者福祉推進ネットワーク事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の施行により、県下の精神障害者社会復帰施設等も徐々に整備されつつある。これらの関係施設の利用者の自立及び社会参加をいっそう援助するため、平成10年度より関係施設職員に対し、精神保健福祉に関する知識と技術の向上を目的に、研修会を開催している。

(1)精神障害者社会復帰施設等職員研修会(「**教育研修**」の項に研修内容を掲示)

9. アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「I. アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施している。

1 事業の内容

- (1) アルコール関連問題相談
- (2) アルコール依存症者院内合同ミーティング
- (3) アルコール依存症者スタッフミーティング
- (4) アルコール家族ミーティング
- (5) 酒害相談員活動

2 事業実績

- (1) アルコール関連問題相談指導

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、下記のとおりである。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来 所	新 来	1	1	3	3	5	1	1	2	1	2	2	2	24
	再 来				1	1						1	2	5
	小 計	1	1	3	4	6	1	1	2	1	2	3	4	29
電 話	新 規	7	4	10	8	5	10	9	3	3	10	3	9	81
	継 続		1		2		2	1				2	1	9
	小 計	7	5	10	10	5	12	10	3	3	10	5	10	90
合 計		8	6	13	14	11	13	11	5	4	12	8	14	119

- (2) アルコール（薬物）関連問題対策懇話会

アルコール関連問題に携わっている医療機関、法務司法、福祉、その他の関係機関の相互理解と連携を深め、事業を総合的に推進することを目的として開催している。本年度は研修会として実施。

期 日	内 容	講 師	参加人数
12. 2 (水)	「解決志向ブリーフセラピーを取り入れたアルコール・薬物関連問題への対応」	天久台病院 医 師 安部 康之	31

(3) アルコール依存症者院内合同ミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）

関係職員の研修、アルコール依存症者の学習の場として、各病院、保健所等に参加を呼びかけている。本年度は8機関の参加であった。

	6月	8月	計
患者	47	39	86
職員	34	28	62
その他	4	4	8
計(人)	85	71	156

(4) アルコール依存症者スタッフミーティング（「教育研修」の項に詳細を掲示）

アルコール依存症の治療・指導にあたっている精神科医療機関関係職員の専門的な研修及び情報交換の場として1回開催している。

(人)

区分	6月	10月	計
職員等	34	28	62

(5) アルコール家族ミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）

アルコール依存症に関する正しい知識をまず家族が持つこと、家族同士が苦労や悩みを語りにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年1月からアルコール家族教室を開催した。平成6年度からは名称をアルコール家族ミーティングと変更し自由な参加形式をとった。毎月第3金曜日の午後開催している。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家族	7	3	7	4	6	6	4	5	3	7	6	2	60
当事者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関係者	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計(人)	8	3	7	4	6	6	4	5	3	7	6	2	61

(6) 酒害相談員活動

昭和50年から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいる。本年度は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い実施した。また、地区断酒会の強化を図るため、重点地区（御船、矢部支部）を決め、酒害相談員が地区断酒会に参加・助言を行った。

本年度の酒害相談員の活動状況は次のとおりであった。

1) 断酒会等自助グループの育成指導

No.	支部名	期日
1	御船支部月例会	2/13(3人) 3/13(12人)
2	矢部支部月例会	8/22(12人) 12/26(3人)

2) 各病院院内ミーティング等の育成の援助

No.	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
1	明生病院	1回	アルコール症院内ミーティング	9人
2	向陽台病院	1回	〃	10人
3	八代更生病院	1回	〃	36人
4	吉田病院	2回	〃	37人
5	あおぼ病院	1回	〃	11人
6	くまもと心療病院	1回	〃	9人
7	くまもと悠心病院	2回	〃	9人
9	菊池有働病院	1回	〃	22人
合計		10回		143人

10. 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っている。

1 事業の内容

思春期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対策事業を実施した。

平成21年度の事業は次のとおりである。

- (1) 思春期精神保健講座の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設
- (3) 思春期問題関係機関連絡会議の開催
- (4) ひきこもり家族セミナー・ミーティングの開催及びひきこもりデイケアの実施

2 事業の実績

- (1) 思春期精神保健講座（「**教育研修**」の項に研修内容を掲示）

毎年、学校が夏休みの期間に県内の小、中、高等学校・特別支援学校の教職員(養護教諭・担任等)を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう講座を開催している。

平成21年度は8月3日から8月5日までの3日間開催し、参加者は実人員23名(延べ68名)であった。なお、1日目は自殺予防研修会と同時開催し、教育関係者の参加は113名(全参加者246名中)であった。

- (2) 思春期精神保健相談(再掲)

平成21年度も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあっている。

相談件数は表のとおりである。

来所による相談件数

月別 新男 再女		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		男	5	2	5	5		3	6		4	2	4	1
女	5	3	3	3	4	6	4	1	4	2	2	3	40	
計	10	5	8	8	4	9	10	1	8	4	6	4	77	
継続	男	2	2	5	3	4	3	2	2	4	6	6	6	45
	女	2	1	1	6	7	5	5	8	4	5	1	3	48
	計	4	3	6	9	11	8	7	10	8	11	7	9	93
計	14	8	14	17	15	17	17	11	16	15	13	13	170	

(件)

電話による相談件数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	6	17	14	12	8	18	8	9	17	14	9	5	137
女	16	4	12	7	16	13	16	8	6	12	8	9	127
計	22	21	26	19	24	31	24	17	23	26	17	14	264

(件)

(3) 思春期問題関係機関連絡会議

思春期精神保健に関する知識の普及や精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防を早期発見等を図るため、各関係機関が相互理解と連携を深め、思春期精神保健対策を円滑に推進する会議を年1回開催しており、平成21年度の会議内容と参加者は下記のとおりである。

期 日	内 容	話題提供者	参加者数
22年 2. 5	話題提供 「思春期の子ども達の理解と対応 ～途切れない支援に向けて～」	くまもと心理カウンセリ ングセンター スクールカウンセラー 臨床心理士 江崎 百美子 先生	26機関 34人

(4) 「ひきこもり家族セミナー」の開催

平成12年11月にスタートした「ひきこもり家族セミナー」は、偶数月は「専門家等の講話1時間+家族ミーティング1時間」奇数月は「家族のミーティング2時間」という形で開催している。家族がひきこもりについての理解を深めたり、同じ立場の家族と不安や葛藤、様々な気持ちを共有することで、孤立感を癒す等、家族を支援することを目的としている。

家族セミナーは、当事者にも参加していただき、意見交換の場では、率直な意見を頂いている。家族は、自分の子供の気持ち等を当事者の声を通し、理解を深め、当事者もまた、セミナーで触れる家族の姿から自分の親への理解を深めるという具合に、ひきこもり家族セミナーが親と子の相互理解を深める場になってきている。

(平成21年度の話題提供)

回	日 程	題 目	講 師
1	4月15日	ひきこもりにまつわる語り	精神保健福祉センター 所長 中島 央
2	6月17日	訪問支援「はなそう」 活動報告	「はなそう」 相談員 長野 浩二 他1名
3	8月19日	アサーティブなコミュニケーションとは	熊本大学医学部附属病院 心理士 勝屋 朗子
4	10月21日	親の会～これまでの歩み	すずらんの会 田中 ときえ
5	12月16日	熊本市のひきこもり訪問活動 を通して	熊本市障がい保健福祉課 精神科医 井形 るり子
6	2月17日	ご本人が語る「ひきこもり」 とは？」	ひきこもり経験者 (2名)

月別参加者数(人)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者	11	4	14	5	15	4	15	2	11	3	13	6	103

(5) 「ひきこもりデイケア」の開催

ひきこもり本人の居場所を自宅外に設け、落ち着いた雰囲気での話し合いや仲間作りを促すなど、本人の社会参加の一助となることを目的に、ひきこもり本人を対象としたデイケアを平成13年6月から開始している。今年度は、野外活動として秋に阿蘇大観望、菊池溪谷を訪れ、熊本の自然の豊かさや季節感漂う風情を楽しむ一日旅行を行った。

「プログラム内容」

○所内活動：卓球、カードゲーム、おしゃべり会、パステル画制作、おやつ作りなど

○所外活動：ボーリング、バドミントン、カフェめぐり、公園散策、花見、1日旅行など

(月別参加者数)

(人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者数	8	11	16	7	13	11	16	16	11	10	13	9	141

1 1. DV対策支援事業

全国的にDV（配偶者等からの暴力）が大きな社会問題になり、本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に寄せられるDVに関する相談件数も年々増加しているという状況のなかで、本県に於いても「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、人権意識高揚のための教育・啓発や、被害者の相談から自立支援までの取り組みなどを総合的かつ効果的に進めているところである。

前述の基本計画に基づき、精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために（1）DV被害者のカウンセリング及び（2）DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで（3）DV加害者カウンセリングを行っている。

1 事業の内容

（1）DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施している。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取りもどし、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することである。

（2）DV被害者グループミーティング

平成16年4月から毎月2回（第1・3木曜日14時～16時）臨床心理士が担当し開催している。目的は、個別カウンセリングと同じであるが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワーメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となる。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいる。

（3）DV加害者カウンセリング

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められている。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師と臨床心理士が担当し加害者カウンセリングを行っている。

2 事業の実績

（1）DV関係精神保健相談

来所による相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	5	5	2	1	3		3	4	2	1	2	1	29
継続		2	5	11	8	10	14	9	11	9	10	8	97
計	5	7	7	12	11	10	17	13	13	10	12	9	126

(件)

電話による相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	1	2	1	2	1	2	4	2	2	4	3	2	26
継続		1	1	2	1		1			3	3	2	14
計	1	3	2	4	2	2	5	2	2	7	6	4	40

(件)

（2）DV被害者グループミーティング

(月別参加者数)

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	2	3	5	5	5	7	2	5	6	5	4	8	57

12. 心の健康づくり推進事業

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・活動である。社会の変化は著しく、ストレスが増大している。しかし、ストレスを緩和するためには重要な役割を果たす家庭や職場等が十分に機能していない面がある。様々な形で「心の不健康」「心の病気」が現代社会の家庭・職場等で広がってきている。センターでは国の指導に基づき、事業の推進に取り組んでいる。

1 事業の内容

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・増進を目的としている。センターでは、国の指導に基づき、昭和60年から心の健康づくり推進事業に取り組み、事業を展開してきた。

- (1) 心の健康づくり連絡会議
- (2) 心の健康づくり講座

2 事業の実績

(1) 心の健康づくり連絡会議

昭和61年度から、心の健康づくり推進事業の円滑な推進を図るため、関係機関との連絡会議を下記内容で平成19年度まで実施してきたが、平成20年度から他機関所管で当センターも参画している「自殺対策推進協議会」や「多重債務問題協議会」で構成員の過半が重複しており、協議内容等も重複するため開催を休止している。

【参 考】

(1) 目 的

県民自らが心の健康に関心を持ち、精神面の健康障害に対処できるよう心の健康づくりを推進するために、指導的に関与している関係機関相互に円滑な連携を図る。

(2) 構 成

行政機関、関係団体、学識経験者で構成。

(3) 内 容

各関係機関の取組と今後の課題、話題提供、意見交換等を実施

(2) 「心の健康づくり講座」研修会（「**教育研修**」の項に研修内容を掲載）

心の健康づくり推進事業の一環としてボランティア活動を行っている電話カウンセラーと、精神保健福祉ボランティアを対象に、知識の普及、啓発を目的として、定期的な研修会を実施している。平成21年度は3回、述べ77人の参加があった。

13. 薬物関連問題対策事業

薬物関連問題については、電話相談及び来所による専門医の相談をはじめ、リハビリ施設である熊本DARC及び自助グループとの連携を図り本人及び家族への対応を行っている。

また、薬物関連問題に携わっている医療機関、その他の関係機関の職員を対象とした専門研修を行っている他、家族を支援するためミーティングを実施している。(ミーティングは今年度は休止)

(1) 薬物関連問題相談

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来 所	新規			1	1				1			1	4
	継続												0
	小計	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	4
電 話	新規	1	1	3	1		2	1	3		1		14
	継続			1									1
	小計	1	1	4	1	0	2	1	3	0	1	0	15
合 計	1	1	5	2	0	2	1	4	0	1	0	1	19

(2) 薬物関連問題対策懇話会 (薬物問題研修として実施)

薬物関連問題に携わっている医療機関、法務司法、福祉、その他の関係機関の相互理解と連携を深め、事業を総合的に推進することを目的として開催している。本年度は研修会として実施。

No.	期 日	内 容	参加者数
1	12.2 (水)	「解決志向ブリーフセラピーを取り入れたアルコール・薬物関連問題への対応」 講師 天久台病院 医師 安部 康之	31

(3) 薬物家族教室 (21年度は事業を休止した)

1.4. 自殺対策推進事業

全国の自殺者が3万人を越え、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景（年齢層、性別、産業構造等）に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされている。

本県においても、平成19年度から3カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組むこととし、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開している。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談等を行っている。

また、平成21年度から3カ年の内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」の取組として、①ゲートキーパー養成研修 ②自殺関連問題相談支援研修を開始した。

(1) 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会（「教育研修」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催した。

(2) 自死遺族グループミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲載）

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度から奇数月の4木曜日に開催している。

(3) 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の心理士が相談にあたっている。（偶数月：第3、4木曜日、奇数月：第3木曜日）

(4) 自殺予防・全国67精神保健福祉センター共同キャンペーン

～九州・沖縄・山口一斉電話相談～

9月10日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、九州ブロックで共通電話番号を設け、午前9時から午後9時の電話相談を実施した。テレビ、新聞等のマスコミに取り上げてもらうことで、より多くの方々に関心を持っていただく機会となった。

（相談件数 85件 → 次ページに相談理由を記載）

(5) ゲートキーパー養成研修（「教育研修」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催した。

(6) 自殺関連問題相談支援研修会（「教育研修」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、各相談機関の職員等を対象に、自殺者の背景を知り、自殺に傾いた人にどのような対応をしていくかを具体的に学び適切な相談対応ができるよう支援することを目的として研修会を開催した。

(参考：自殺予防・全国 67 精神保健福祉センター共同キャンペーン ～九州・沖縄・山口一斉
電話相談～における相談理由)

相談理由（複数回答）	件数
1 気分の落ち込み	42
2 不安が強い・こだわりが強い	12
3 「死にたい（死んだ方が楽だと考える）」（自殺をほのめかす）	28
4 家族関係の悩み・ストレス	25
5 職場関係の悩み・ストレス	3
6 その他人間関係の悩み・ストレス	11
7 介護（育児）疲れ	3
8 現在治療中の病気に関する事	35
9 飲酒に伴う問題	3
10 ギャンブルに伴う問題	0
11 就業に関する事（仕事がない、リストラ等）	8
12 経済問題（収入がない）	9
13 多重債務	2
14 家族、友人の死に関する事（自責の念、後追い等含む）	6
15 その他	17

15. 精神医療審査会

平成14年度から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っている。

審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応している。

(1) 報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
措置入院者の定期病状報告書	9	12	8	7	10	7	11	6	11	10	9	13	113
医療保護入院者の定期病状報告書	167	217	185	217	205	205	209	209	221	247	178	258	2,518
医療保護入院の入院届	217	227	236	274	235	260	222	211	245	279	244	305	2,955
合計	393	456	429	498	450	472	442	426	477	536	431	576	5,586

(2) 退院請求等の審査状況

審査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
退院請求のみ	意見聴取者	1	1	4	4	2	2	2	5	2	3	3	2	31
	取り下げ者	2	5	2	2	2				2		1	3	19
退院・処遇改善請求	意見聴取者						1	2					1	4
	取り下げ者					1		1						2
処遇改善請求のみ	意見聴取者	1	1									1		3
	取り下げ者			1	1				1					3
合計	意見聴取者	2	2	4	4	2	3	4	5	2	3	4	3	38
	取り下げ者	2	5	3	3	3		1	1	2		1	3	24

16. 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度から、法律の改正により、自立支援医療費（精神通院）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っている。（月2回の開催）

判定件数(平成21年度)

判定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立支援医療申請	2,003	1,951	1,739	1,747	1,763	1,598	1,511	1,751	1,560	1,627	1,656	1,437	20,343
精神障害者保健福祉手帳申請(45条)	224	267	244	243	259	239	178	255	220	208	224	271	2,832
合計	2,227	2,218	1,983	1,990	2,022	1,837	1,689	2,006	1,780	1,835	1,880	1,708	23,175

また、平成21年度は自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳の申請に必要な診断書（意見書）の記入にあたって、これまで医療機関の方から問い合わせの多かった事項を診断書記載時の留意事項として取りまとめ、センターのホームページ上に掲載した。

Ⅲ 学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年に発足し、年1回の学会を開催している。当センターは本会の事務局を担当し、企画・運営に協力している。

平成21年度は、第25回熊本アルコール関連問題学会として、平成21年12月5日に熊本市総合福祉センター（ウェルパルクまもと）において開催した。

1 総 会

2 研究発表

Aグループ	座 長：久我 義隆（あおば病院 医師）
-------	---------------------

- 演題1 「ARPを効果的に行うための取り組み」
あおば病院 高林 千春（看護師）
- 演題2 「否認が強いAL症の地域支援について」
吉田病院 石野 圭祐（精神保健福祉士）
- 演題3 「女性アルコール依存症者の回復へのサポートを通じて」
菊陽病院 宮本 詩子（看護師）
- 演題4 「精神科初回入院における戸惑いから、認知行動療法による意識の変化」
菊池有働病院 大城戸 ゆり（看護師）

Bグループ	座 長：尾上 毅（菊陽病院 医師）
-------	-------------------

- 演題5 「ギャンブル依存症患者に対しての集団認知行動療法の試み」
桜が丘病院 重富久宏（作業療法士）
- 演題6 「菊陽病院におけるギャンブル問題合同相談会の取り組み」
菊陽病院 村上 令（精神保健福祉士）
- 演題7 「アディクション病棟における2ヶ月パスの考察」
菊陽病院 吉良 祐介（看護師）

3 学会報告

- (1) 第20回 日本嗜癖行動学会報告（菊陽病院 和田冬樹医師）
- (2) 日本アルコール関連問題学会報告
（県立こころの医療センター 濱元純一医師）

4 講演

- 「依存症周辺領域とサイコセラピー」
熊本県精神保健福祉センター所長 中島 央 医師

2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年に発足し、年1回の研修会を開催している。当センターは本会の事務局を担当し、企画・運営に協力している。

なお、平成21年度は、九州精神保健学会が熊本で開催されたこともあり、研修会は休会となった。

<資 料>

精神保健福祉センター運営要領

平成 8 年 1 月 1 9 日 健医発第 5 7 号
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省保健医療局長通知

注 平成 1 8 年 9 月 2 9 日障発第 0 9 2 9 0 0 0 0 4 号による改正現在

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項及び法第 4 5 条第 1 項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等を兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有するものであること。）、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、その他センターの業務を行うために必要な職員。

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう務めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するためには、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、

専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の人材育成を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し、精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護監察所等

関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

